

平成25年度第1回 京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成25年11月26日 14:00～15:30

場 所：消費生活総合センター研修室

出席委員：青野正二委員，池田有光委員，板倉豊委員，岩嶋樹也委員，大西有三委員，笠原三紀夫委員
倉田学児委員，柴田昌三委員，島田洋子委員，藤本英子委員

議 題：①会長選任

②奈良線第2期複線化事業に係る配慮書案について（諮問）

- 議 事
- 1 開会
 - 2 議事 以下のとおり
 - 3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，9名の出席を頂いている。京都市の環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，総数15名の過半数を超えており，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 本年6月に，第8次の審査会委員を委嘱させていただいてから初めての審査会となる。
＜新委員の紹介を実施＞

事 務 局 議題1「会長の選任等」について，本日は，第8次審査会の初回開催となるため，会長の選任を行う必要がある。どなたか立候補，もしくは推薦はないか。

大 西 委 員 第7次でも会長をされていた，池田委員が適任かと思うが，いかがか。

各 委 員 （一同了承）

事 務 局 池田委員，お願いできるか。

池 田 委 員 承知した。

事 務 局 続いて，池田会長には，会長代理の指名をお願いしたい。

池 田 会 長 それでは，会長代理として，笠原委員を指名したいが，お引き受け願えるか。

笠 原 委 員 承知した。

事 務 局 以降の議事進行は，池田会長をお願いしたい。

池 田 会 長 それでは，議題2「奈良線第2期複線化事業に係る配慮書案について」に移ります。
西日本旅客鉄道株式会社（以下「事業者」という。）に入室頂いてください。

事業者 < 事業概要及び配慮書案について説明 >

- 池田会長 ただいまの説明に対してご質問等があればご発言ください。
- 板倉委員 宇治市での鉄道騒音結果が記載されているが、線路脇から何メートル離れた地点での測定結果か。
- 事業者 把握できていない。
- 板倉委員 調べて教えていただきたい。
- 岩嶋委員 京都市の範囲のみ、議論の対象と考えればよいのか。
- 事務局 京都市域に限ってご審議いただきたい。
- 岩嶋委員 そうすると、先ほどの板倉委員のご質問は、京都市における鉄道騒音の調査状況について事業者から回答いただければよいのか。
- 板倉委員 同じ状況で調査を行っているだろうから、宇治市、京都市どちらの測定方法について回答いただいても差し支えない。
- 池田会長 先ほど、ご説明のなかで割愛された動植物については、京都市域には含まれないとの判断であるか。
- 事業者 そのとおり。第3章で、文献等から把握可能な範囲で調べた結果を、事業実施想定区域と重ね合わせ、影響がないと判断している。
- 柴田委員 桃山御陵あたりを無視して良いものか。今回の事業計画の対象区間には、巨椋池や木幡池の湖岸の傍を線路が通過していた区間がある。今は宅地化していても、行き来している生物がいることは十分想定される。工事施工時には、そういった観点での配慮が必要である。
- 池田会長 事業化への検討にあたって、配慮すべきご意見と考える。
- 柴田委員 事業者が配布した伏見区の線路周辺写真について、この場合、どのように線路を増設していくことになるのか。
- 事業者 個別具体的な配線については、今後、詳細に設計していくことになるが、可能な限り当社用地内での事業化を原則と考えている。この写真のように、既設線の左側若しくは右側に新設線を配置すると、道路若しくは民家に近接することになる場合、周辺への影響が少ない方向へ既設線を移設していくことになる。
- 池田会長 配慮書案において、複数案の考え方として提示している、「②既設線を改良（移設して）して可能な限り当社用地を活用して新設線を構築する場合」の対応と考えてよいか。
- 事業者 そのとおり。
- 池田会長 こういった騒音等の影響が発生し得る箇所については、将来丁寧に検討いただけると考えてよろしいか。
- 事業者 今後、配線が固まる方法書以降の手続において、詳細な検討をさせていただく。

- 倉田委員 配慮書案には、騒音及び振動に対する苦情の件数が記載されているが、このうち貴社鉄道事業に対する苦情件数は把握されているか。
- 事業者 把握していない。
- 倉田委員 踏切での渋滞が懸念される、列車本数の増加は考えているのか。
- 事業者 今回の事業目的は、複線化によりダイヤ乱れの早期回復、安定輸送の確保であり、現時点では列車増発を想定していない。しかしながら、ダイヤによっては踏切の遮断時間が長くなる可能性もある訳で、適切な運用により踏切遮断時間等に配慮していきたい。
- 池田会長 配慮書案に記載されている苦情件数は、自治体へ寄せられたものであるが、第1期複線化以降、貴社へ直接寄せられた苦情はあるのか。
- 事業者 第1期複線化の際も、騒音影響を懸念する声はあったようだが、ロングレールや防音壁の措置を講じることによって、ご理解いただいた。
- 大西委員 計画の段階なので、詳細には分からないと思うが、貴社用地内に納まらない地点も想定されるのか。
- 事業者 一部、当社用地以外に、新たな土地を取得し複線化せざるを得ない地域も出てくるだろうと想定している。
- 大西委員 斜面を切る等、土地の改変を行う場合が想定されるのか。
- 事業者 土地の改変を行う地域も出てくると想定している。工事中の影響についても、方法書以降の手続で、配慮を検討していく。
- 笠原委員 我々としても、計画段階での審査は初めてで、どの部分について審査を行うのか模索している状態であるが、少なくとも配慮書案の段階での議論と、方法書以降での議論を分けて考える必要があるのではないかと。
配慮書案では、複数案の設定や複数案の間での絞り込みの検討過程を審査するのが、最も重要である。今回の場合は、「事業特性から単一案での配慮書案」であることについての審査が必要になるであろう。
その次に見るべきは、「新設線の横付け方法の考え方」が妥当か、になるのでは。
また、先ほど、議論になった生物に関連する指摘は、配慮書案では記載が無くとも、方法書以降では、しっかりと認識していただく必要があると考える。
- 事業者 本事業の目的は、単線区間があるが故に、ダイヤに乱れが生じた際の回復に時間を要し、その解消手段として複線化により定時性の確保を目指すものである。複線化にあたり、既存路線と全くの別ルートを設置するのは現実的ではないと考えている。また、周囲の建築物や道路等が存在するなかで、既設線へどのように新設線を横付けするかを、周囲の状況に応じて柔軟に設定することで、複数案の考え方に近づけようとの弊社の考えである。配慮書案の段階では、線路を固めるにあたって、どのような配慮をすべきか、アドバイスをいただければ幸いである。
桃山御陵周辺の生態系への影響について、配慮書案の段階では、「鉄道の存在」及び「列車の走行」による環境への影響を検討した。方法書以降は、工事中等の影響も考慮していきたい。
- 柴田委員 方法書以降の段階で検討される、とのことで承知した。京都市の緑の基本計画の緑化重点地区を見ると、線路ぎりぎりに境界設定がされているようだ。当該計画との関係は配慮書案の段階で、認識しておくべき内容ではないか。

- 事業者 当社用地をはみ出してしまう地域については、そういった計画との整合をはかっていきたい。
- 板倉委員 当該路線を利用する機会があるが、桃山御陵の付近は線路沿線近くまで緑が多く認められる。柴田委員も指摘されているように、渡る生物もあるだろうし、良い植生も残っており、無視できない。
また、騒音・振動の測定は、貴社において行っていくこと。
- 島田委員 現段階で示されている案では、新設線又は既設線が、道路に近づく、民家等に近づく等、いくつも組合せが考えられる。様々な影響を総合的に勘案し事業化していくのであろうが、その際には環境影響という側面も、細かく丁寧に検討していただきたい。
- 青野委員 複線化すれば、結果的に路線全体のスピードアップが図られることになるが、列車自体の速度アップも考えているのか。
- 事業者 曲線半径等、現状の線形上、速度については制約がある。複線化にあたっては、現状の既設線に横付けしていくので、列車速度は概ね現状と変わらない予定としている。
- 笠原委員 計画段階で、環境配慮を求められるようになり、事業者として考えが変わったか。
- 事業者 今回の事業のような場合は、実現可能な複数案を検討するのが難しいと考えているが、桃山御陵への生態系への配慮等、配慮すべき論点を早期に指摘いただけるのは、ありがたい。
- 池田会長 配慮書案においては、複数案が前提ではあるが、今回の事業は、過去の事業の延長であり、単数案も致し方ないと考えて差し支えないのではないか。
また、既設線と新設線の配置構造については、地域特性に応じて検討すべきではないか。
- 青野委員 複線化以外に、高架化は考えなかったのか。
- 事業者 一部区間の高架化について検討を行ったが、工事の規模が大きくなり、結果として環境への影響も大きくなることから、今回の事業では複線化という結論に至った。
- 藤本委員 京都府景観アドバイザー制度等を利用し、早期に景観への配慮を行っていただきたい。早い段階で何度も行うことが重要である。
- 柴田委員 配慮書案では、動植物の絶滅危惧種がいるかどうか、についてのみ記載されているが、地域に由来から生息している典型的な種を含め、もう少し広い視点での緑としての評価も必要である。
- 事業者 配慮書案では、動植物について、絶滅危惧種の観点で把握しているのは間違いない。準備書段階では、御指摘の視点を反映していきたい。
- 柴田委員 絶滅危惧種が存在していないから、事業化への障壁は無いと短絡的に捉える場合があるので、そうではないと、指摘しておく。
- 池田会長 他に御意見はないか。無いようですので、事業者のみなさまには退室いただく。

< 事業者退席 >

- 池田会長 他に御意見がなければ、マイクを事務局にお返しする。

- 事務局 複数案が設定されていないなか、委員の皆様にはご審議賜り御礼申し上げます。本来は、複数案について御意見をいただくのが筋であるが、今回の案件については、方法書に向けて注意喚起していくべきこと、という視点で市長意見をまとめていきたいと考えている。メール等でやりとりさせて頂くので、御協力をお願いしたい。
- 池田会長 配慮書案では扱っていない工事中の影響について、方法書の段階では対象となってくるが、工事中の影響についても今回の市長意見で指摘可能か。
- 事務局 方法書及び準備書の段階で、京都府知事から市長意見を求められることになるので、その時点で陳述可能である。
- 岩嶋委員 景観や生態系の分野では、市域に留まらない内容も出てくるが、やはり市域に限定しての議論となるのか。
- 事務局 市条例は市域で有効であるので、原則は市域のみ議論の対象としていただきたい。しかしながら、生態系に関連する事項等、他の市町と合わせて検討、意見すべき内容があれば、京都府と事務調整させていただきたい。

15:30 終了